

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		公衆浴場法営業許可の取消し、営業の停止
根拠条例・規則名		公衆浴場法
条 項		第 7 条 第 1 項
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2227)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場法施行細則第 2 条の条件に違反したこと。公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置当の基準に関する条例の規定に違反したこと。 ・営業許可の取消し、又は営業の停止のどちらを行うかについての処分基準は未設定（理由：処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である） ・関連する法令の規定 公衆浴場法第 2 条第 4 項（許可の条件） 公衆浴場法第 3 条（構造設備基準）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		